

別記様式第7(第8条の2関係)

(表)

<table><tr><td>※ 受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>※ 受理番号</td><td></td></tr><tr><td>※ 登録年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>※ 登録番号</td><td></td></tr></table>		※ 受理年月日	年 月 日	※ 受理番号		※ 登録年月日	年 月 日	※ 登録番号									
※ 受理年月日	年 月 日																
※ 受理番号																	
※ 登録年月日	年 月 日																
※ 登録番号																	
放置車両確認事務法人登録申請書																	
道路交通法第51条の8第2項の規定により登録の申請をします。																	
年 月 日																	
石川県公安委員会 殿																	
主たる事務所の所在地																	
名 称																	
代 表 者 の 氏 名																	
(ふりがな) 法人の名称																	
主たる事務所の 所 在 地	電話() —																
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 一般財団法人 4 一般社団法人 5 その他()																
(ふりがな) 代表者氏名																	
※ 添 付 書 類	<table><tr><td>[法人関係]</td><td>[各役員関係]</td></tr><tr><td>☐ 定款等</td><td>☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）</td></tr><tr><td>☐ 登記事項証明書</td><td>☐ 診断書</td></tr><tr><td>☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿</td><td></td></tr><tr><td>☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書</td><td></td></tr><tr><td>☐ 資機材を保有する旨の誓約書</td><td></td></tr><tr><td>☐ 駐車監視員資格者証の写し（2名以上）</td><td></td></tr><tr><td>☐ 事務所に係る資料</td><td></td></tr></table>	[法人関係]	[各役員関係]	☐ 定款等	☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）	☐ 登記事項証明書	☐ 診断書	☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿		☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書		☐ 資機材を保有する旨の誓約書		☐ 駐車監視員資格者証の写し（2名以上）		☐ 事務所に係る資料	
[法人関係]	[各役員関係]																
☐ 定款等	☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）																
☐ 登記事項証明書	☐ 診断書																
☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿																	
☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書																	
☐ 資機材を保有する旨の誓約書																	
☐ 駐車監視員資格者証の写し（2名以上）																	
☐ 事務所に係る資料																	
記載要領 ※印欄には記載しないこと。																	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 一 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思の疎通を適切に行うことができない者

石川県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事業所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名